

# 心のケア事業、被災者健康支援事業に係る 財政支援に関する要望

## 要望の要旨

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日に閣議決定）のとおり、東日本大震災の影響による被災者の心のケア事業の取組について、引き続き、きめ細やかな支援が必要であることから被災者支援総合交付金等の確実な財政支援を要望します。

## 要望の理由

これまで被災者の心のケア事業については、震災後、うつ病や自殺などの増加や健康状態の悪化が懸念されたことから、専門職によるアウトリーチ（訪問支援）事業や相談事業を通して、困難を抱える人に必要な支援をつないできました。

現在は、精神保健の包括的な地域サポートのため、医師、精神保健福祉士等（からころステーション）により心の健康相談、講演会や家庭訪問等を実施しております。

今後も、復興公営住宅等への入居により被災者を取り巻く環境が大きく変化する中、うつ病や閉じこもり、アルコール関連等の複雑な課題を抱える方も多く、継続して支援していくことが必要です。

さらに、被災者の健康保持増進のため、気軽に健康相談や健康チェックができるよう実施している被災者健康支援事業（まちの保健室事業）についても高い効果が期待されます。

以上により東日本大震災の影響による被災者の心のケア事業等の取組について、継続的な支援が必要であるため、被災者支援総合交付金等の確実な財政支援を要望します。